

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⑯) 源泉所得税関係

在宅勤務(テレワーク)に係る費用負担の取り扱いについて(その2)

Q 当社も在宅勤務(テレワーク)の導入を検討したいと思いますが、在宅勤務に関する諸費用の費用負担について、税務的な取り扱いを教えてください。(先月号のつづき)

A

6. 在宅勤務に係る通信料を支給する場合

(1) 電話料金

通話料については、通話明細書等により業務のための通話に係る料金が確認できますので、その金額を企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、業務のための通話を頻繁に行う業務に従事する従業員については、通話明細書等による業務のための通話に係る料金に代えて、例えば、次の【算式】により算出したものを、業務のための通話に係る料金として差し支えありません。

(注) 業務のための通話を頻繁に行う業務とは、例えば、営業担当や出張サポート担当など、顧客や取引先等と電話で連絡を取り合う機会が多い業務として企業が認めるものをいいます。

基本使用料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

例えば、次の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

(2) インターネット接続に係る通信料

基本使用料やデータ通信料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

例えば、次の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

(注) 従業員本人が所有するスマートフォンの本体の購入代金や業務のために使用したと認められないオプション代等(本体の補償料や音楽・動画などのサブスクリプションの利用料等)を企業が負担した場合には、その負担した金額は従業員に対する給与として課税する必要があります。

【算式】

業務のため 従業員が負担 その従業員の1か月に使用した 1か月の月の在宅勤務日数 × $\frac{1}{2}$ *
基本使用料 = 基本使用料や該当月の日数
や通信料等 通信料等

*上記算式の「1/2」については、1日の内、睡眠

時間を除いた時間の全てにおいて均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定し、次のとおり算出しています。

① 1日：24時間

② 平均睡眠時間：8時間

(「平成28年社会生活基本調査」(総務省統計局)で示されている7時間40分を切上げ)

③ 法定労働時間：8時間

④ 1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合

: ③ ÷ (① - ②) = 8時間 / (24時間 - 8時間) = 1/2

【例1】

従業員が4月に在宅勤務を20日間行い、1か月に基本使用料や通信料1万円を負担した場合の業務のために使用した部分の計算方法。

$$10,000\text{円} \times \frac{20\text{日}(在宅勤務日数)}{30\text{日}(4月の日数)} \times \frac{1}{2} = 3,334\text{円} \quad (\text{1円未満切上げ})$$

(注) 上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本使用料や通信料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

【例2】

企業が、従業員に対して、次のとおり従業員本人が所有するスマートフォンに係る料金4,800円(4月分)を支給し、業務使用部分の計算をすることとした場合

- ・ 基本使用料：3,000円(3GBまで無料)
- ・ データ通信料：1,000円(3GB超過分)
- ・ 業務使用に係る通話料(通話明細書より)：800円
- ・ 在宅勤務日数：15日

※ 上記金額は全て消費税等込みの価格。

① 通話明細書より確認した業務使用に係る通話料(800円)については、課税する必要はありません。

② 基本使用料やデータ通信料のうち業務のために使用した通信費については、次の算式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{業務のために} &= 4,000\text{円} \times \frac{15\text{日}}{30\text{日}} \times \frac{1}{2} \\ \text{使用した通信料} & \left[\begin{array}{l} \text{従業員が負} \\ \text{担した1か} \\ \text{月の通信費} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{その従業員の1か月} \\ \text{の在宅勤務日数} \\ \text{該当月(4月)の日数} \end{array} \right] \\ &= 1,000\text{円} \quad (\text{1円未満切上げ}) \end{aligned}$$

業務使用に係る通話料、基本使用料とデータ通信料のうち業務のために使用した部分の金額を除いた金額3,000円について、従業員に対する給与として課税する必要があります。

$$\begin{aligned} \text{給与として課税すべき金額} &= 4,800\text{円} - 800\text{円} - 1,000\text{円} \\ &= 3,000\text{円} \end{aligned}$$

(税制委員会：赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)